

コンベンション特別助成金交付要項

(目的)

第1条 この助成金は、熊本市及びその周辺地域（以下「本市域」という。）で開催が検討されているコンベンション等（以下「コンベンション」という。）のうち、本市域の活性化に大きく寄与すると考えられるものに対し、その開催経費の一部を助成することにより、コンベンションの積極的な誘致を図り、もって本市域の活性化に資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象となるコンベンションは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 当協会のコンベンション開催助成金交付要項に定める要件を満たすもの。
 - (2) 開催地が未決定であるもの。
 - (3) 会期が2日間以上あるもの。
 - (4) 全国又は国際規模で開催されるもの。
 - (5) 実参加者数が国際大会は300名、全国大会は951名以上あるもの。
 - (6) 熊本市又は（一財）熊本国際観光コンベンション協会（以下「当協会」という）が誘致を行うもの。
 - (7) 熊本市又は当協会との誘致交渉・協議を開催前年度の8月末日以前に開始するもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、本市域の活性化に大きく寄与するコンベンションであると、代表理事が特に認めたものは助成の対象とする。

(助成金額)

第3条 助成金額は、下記の審査項目に基づき審査を行い、開催総経費の20%以内の額で、1,200万円を限度としてコンベンションの内容に応じ決定する。但し、一万円未満は切り捨てる。

審査項目	大会名称、会期、会場、大会規模、総参加者数（実数）、外国人参加者数（実数）、国外参加者の国名、助成金申請団体及び代表者氏名、大会概要、関連プログラム、当市域以外の開催候補地、過去の開催履歴、大会選定プロセス
------	---

(仮申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該コンベンションの開催前年度8月末日迄に次に掲げる書類を代表理事に提出するものとする。但し、代表理事が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

- (1) コンベンション特別助成金交付仮申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（別紙1）

(3) その他代表理事が必要と認める書類

(仮交付の決定)

第5条 代表理事は、前条の申請があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の仮決定をするものとする。

2 代表理事は、前項により助成金の交付の仮決定を行ったときは、交付仮決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(本申請)

第6条 申請者は、当該コンベンションの開催予定の1ヶ月までに次に掲げる書類を代表理事に提出するものとする。但し、代表理事が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

- (1) コンベンション特別助成金交付本申請書(様式第3号)
- (2) コンベンション開催計画書(別紙1)
- (3) 収支予算書(別紙2)
- (4) その他代表理事が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 代表理事は、前条の申請があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の決定をするものとする。

2 代表理事は、前項により助成金の交付の決定を行ったときは、本交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 申請者は、当該コンベンション終了後1ヶ月以内に次に掲げる書類を代表理事に提出するものとする。

- (1) 完了報告書(様式第5号)
 - (2) 収支決算書(別紙)
 - (3) 参加者名簿
 - (4) 大会資料等コンベンションの開催状況がわかる資料
 - (5) その他代表理事が必要と認める書類
- 2 申請者は、当該コンベンション終了後1ヶ月以内に前項に掲げる書類の提出ができないときは、遅延理由書(様式第6号)を提出し、その事由について報告しなければならない。
- 3 代表理事は、前項の遅延理由について、やむを得ないものと判断したときに限り、当該コンベンション終了後1ヶ月を超えて、第1項に掲げる提出書類を受理するものとする。

(交付額の確定)

第9条 代表理事は、前条の報告を審査のうえ、交付額を確定し、交付額確定通知書(様

式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 前条の確定通知を受けた申請者は、助成金交付請求書(様式第8号)により、代表理事に助成金の交付請求をするものとする。

(交付)

第11条 代表理事は、前条により請求が行われたときは、第9条により確定した助成金を速やかに交付するものとする。

(中止等)

第12条 申請者は、第5条により助成金の交付仮決定、もしくは、第7条により助成金の交付決定を受けたコンベンションを中止し、又は申請者の都合により助成金の交付を辞退する場合には、遅滞なく交付決定取消申請書(様式第9号)を代表理事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第13条 代表理事は、次の各号の場合、当該助成金の交付決定を取り消すことが出来る。

- (1) 前条に規定する書類の提出があった場合。
 - (2) 第8条第1項に掲げる完了報告がなされない場合及び第8条第3項に基づく遅延理由が正当と認められない場合。
 - (3) 第8条第1項に掲げる完了報告の内容が第2条第1項の各号に掲げる要件を満たしていない場合。
 - (4) 申請者が虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けた場合。
 - (5) 助成金の交付が適当でないと代表理事が認める場合。
- 2 前項の規定は、助成金交付確定後においても適用するものとし、既に交付を受けた助成金があるときは、代表理事はこれを返還させることが出来る。
- 3 代表理事は、第1項により交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書(様式第10号)により当該申請者に通知するものとする。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については別途定める。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

この要項は、令和4年4月1日から施行する。